「大分県立安心院高等学校 学習プログラム支援事業」業務委託仕様書

１　委託業務名称

「大分県立安心院高等学校 学習プログラム支援事業」業務委託

２　業務委託期間

契約締結日から令和８年３月３１日まで

３　業務の目的

大分県立安心院高等学校（以下、安心院高校）では、「発酵・醸造」をテーマとする企業等（地元企業や学術機関を含む）と連携した新たな探究的な教育プログラムを構築し実践している。この新たな探究的なプログラムにおいて、生徒の探究活動を支援するとともに、企業・団体等と学校の教育活動を支援する体制を構築・運用調整を行い、学校での学びの深化を図る。

４　業務内容

1. 安心院高校が構築する「発酵・醸造」をテーマとした探究的な教育プログラムにおける

地元企業を中心とした人材の発掘および学校との連携サポート

1. 上記１の探究的な教育プログラムを実践する上での関係者との連絡調整
2. 上記１の探究的な教育プログラムを推進するための授業や活動のコーディネート
3. 対外的なＰＲ等のサポート
4. 次年度以降、学校が探究プログラムを自走できるような実施体制構築のサポート

５　各業務概要

（１）安心院高校が構築する「発酵・醸造」をテーマとした探究的な教育プログラムにおける

地元企業を中心とした人材の発掘および学校との連携サポートについて

① 安心院高校での探究的な教育プログラムの概要

　　安心院高校では、地域の課題や地球規模の課題に対して、課題解決的、体験的な

　　学習を行う総合的な探究の時間「地球未来科」を実施している。

②「地球未来科」の方向性

・「発酵・醸造」についての探究的な学習を通したアカデミックな視点で研究を深める

学び

・アップサイクル技術の基礎研修を通した新たなアイデアの創出による創造的な学び

③地元企業等と連携した学びの具体的取組例  
・工場見学・品種に応じた醸造過程についての学び  
・ワイン用のぶどう収穫や仕込体験  
・アップサイクルのアイデアづくりの指導やワークショップおよび製品開発企画書作成の

指導  
・研究者による高校生向けの「発酵・醸造」に関する出前授業

・生徒が考えるアップサイクルの製品開発企画提案コンペの指導・助言

・アップサイクルの手法による地元特産品を活用した商品開発  
※上記の探究プログラムに係る取組において学校と連携・協力できる人材の紹介および

学校との連携をサポートすること

※探究プログラムの具体的な支援内容については、安心院高校の管理職や担当者と打ち合

わせを行い、最終決定すること。

（２）上記１の探究的な教育プログラムを実践する上での関係者との連絡調整について

　　　探究プログラムを実践するにあたり、以下の必要な関係者と連絡調整を定期的に行うこと

　　　①安心院高校教職員

　　　②大分県教育庁高校教育課

　　　③県内外の企業、団体、個人等

（３）上記１の探究的な教育プログラムを推進するための授業や活動のコーディネートについて

支援する授業や活動

（ア）「地球未来科」（１年生約８０名　週１時間）

（イ）「地球未来科」（２年生約８０名　週２時間）

（ウ）発表会関係　発表会での生徒のプレゼン力強化の支援

（エ）探究に関わる放課後等の課外活動

（４）対外的なＰＲ等のサポートについて

安心院高校の特色・魅力を高めるため、探究プログラムの内容や実践状況等を広く周知する取組をサポートすること。（例：生徒による紹介動画制作、SNSによる発信、アップサイクルの手法により開発した商品の告知など）

（５）次年度以降、学校が探究プログラムを自走できるような実施体制構築のサポートについて

　　　　　　安心院高校が開発・実践した探究プログラムについて、次年度以降も継続できるような地元

関係者との連携体制を構築するなど、学校の実施体制をサポートする。

６　成果物

1. 安心院高校の探究プログラムに係る実施報告書（写真等含む）

・各種打ち合わせ記録

・探究プログラム実施状況報告

・外部講師による講演資料等

・生徒育成状況の分析報告（生徒アンケート含む）

1. 対外的なＰＲ等の状況報告
2. 次年度の連携体制の案

７　その他

1. 実施体制

管理責任者の配置

・本業務の実施にあたり、管理責任者を１名配置し、安心院高校とミーティング等に出席させること（オンラインも可）。

・電話、メール等にて迅速かつ確実な連絡体制を構築すること。

1. 業務の完了報告

業務完了後、令和８年３月３１日までに、大分県教育庁高校教育課へ業務完了報告書及び上記の成果物を提出すること。

1. 個人情報の取り扱い
   1. 機密保持

本業務の実施上、知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。

* 1. 情報保護

個人情報の保護については、漏えい・滅失・毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後は個人情報を直ちに廃棄すること。

* 1. 情報管理

成果物（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、または譲渡してはならない。ただし、県の承諾を得た場合はこの限りではない。

８　その他の条件

1. 契約締結後、本業務の実施計画を明確かつ詳細に作成・提示すること。
2. 企画提案等の内容について、学校及び県と委託候補者との協議により、調整を行ったのち、契約を締結すること。